

業務委託契約書

多古町農業連絡協議会（以下「甲」という）と、
（以下「乙」という）は、甲乙間の業務委任に関する事項につき、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、下記の業務（以下「本件業務」という）を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から令和7年1月24日までとする。

但し、甲乙協議により契約期間を延長する場合、改めてその報酬等の詳細を協議し合意するものとする。

2. 契約期間途中の解約については、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

第3条（乙の行う業務）

本業務の詳細は、別紙「多古町農業連絡協議会 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおりとする。

第4条（報酬）

甲は、乙に対し、本件業務の報酬として、以下のとおり乙の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払うものとする。

(1) 甲は乙に対し、本件業務の報酬として、
円（税込）を支払うものとする。
但し、甲及び乙は、本件業務終了後、最終的な実費を踏まえ、業務委託料の加減調整をするための協議を行うものとする。

(2) 報酬の支払いは、乙が本件業務完了後、速やかに請求書を発行し、甲は乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。その際の振込手数料は、甲が負担するものとする。

第5条（実費の負担）

本件業務に係る現地指導や打合せ等にかかる交通宿泊費については、乙は甲に別途実費請求するものとする。それ以外の経費を乙が支出する場合に当たっては、事前に甲の承諾を得るものとし、その支払方法については甲乙別途協議の上、決定するものとする。

第6条（施設の使用）

甲は、本件業務遂行のために、乙の事務所等の施設を使用する必要がある場合、当該施設を無償で使用することができる。

第7条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。但し、以下のものはこの限りでない。

- (1) 他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
- (2) 他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの

- (3) 他の当事者から知得した後に自己の責によらない事由により公知とされたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をとまわずに知得したもの
2. 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

第8条 (契約の解除)

- 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に反したときは、契約を解除できる。
- 2. 甲より契約の解除ありたるときは、乙は解除時までに行った業務にかかった実費のみを請求できる。
 - 3. 乙が解除した場合は、解除時までに行った業務にかかった実費のほか作業出来高相当の金額を請求できる。

第9条 (免責)

乙は、甲に対して本件業務に関して何らかの結果を保証するものではなく、また、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

第10条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

第11条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住 所)

(名 称)

印

乙 (住 所)

(名 称)

印

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(総則)

第 1 条 この特約は、この特約が付される契約（多古町財務規則（昭和 59 年規則第 2 号）第 145 条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第 2 条 多古町（以下「町」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質関与している者を、法人その他の団体である場合には、その代表者、非常勤を含む役員、支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号について同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等が、自社、自己若しくは第三者に不当の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前 5 号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に町が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わな

かったとき。

- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前 2 項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（この契約が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約（この項において「長期継続契約」という。）においては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。)) の 100 分の 10 に相当する額を町が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数量当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の 1000 分の 10 に相当する額とする。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、町は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第 1 項の規定による契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第 3 条 町は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第 1 項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、町が警察署への照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第 4 条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託された者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として否定し、その旨を速やかに町に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、町及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

3 町長は、契約の相手方が第 1 項の町への報告又は警察署への届出を怠ったときは、多古町建設工事請負業者等指名停止基準及び多古町物品等契約に係る業者指名停止基準に基づき適切な措置をとるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び多古町個人情報保護法施行条例（令和5年多古町条例第1号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報の秘密保持義務)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者において自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を利用し、この契約により指定された作業場以外の場所に送信すること。

（事故発生時の報告）

第 9 条 受注者は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消）

第 10 条 受注者がこの契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者において自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（実地調査）

第 11 条 発注者は、受注者がこの契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者において自らが収集し、若しくは作成した個人情報の取扱い状況について、随時に実地調査を行うことができる。

（損害賠償）

第 12 条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。